

集

住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり

基本目標 4

4-1 道路網の整備

現状と課題

美幌町は、国道4本、道道6本が交わる道東の交通の要衝ですが、複雑に交差し、町外の方などには、公共施設等がわかりにくい道路網となっています。

また街路についても、時代的な背景から街路樹のあり方など住民合意の必要性が問われており、道路網について再度検討を図り、整備をすすめることが課題としてあげられます。

既存の国道、道道、町道については、路線整備や維持管理に要する費用が高み、住民要望を満たしていない状況であり、予算・財源の確保の問題だけでなく、手法の見直しや優先順位付け、より効果のある整備・維持管理をすすめる必要があります。



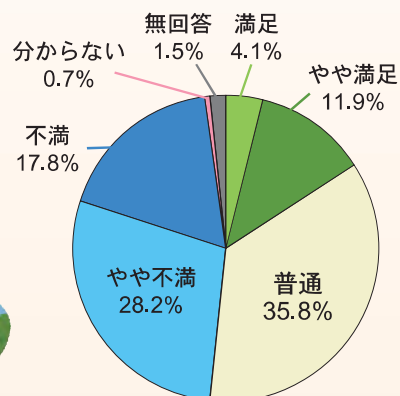
基本的な考え方と指標

○交通の要衝としての機能性や利便性をより高めるために、一般国道、高規格幹線道路*及び道道の整備を国・北海道の動向を的確に把握した上で要請します。国道・道道に接続する幹線町道整備の促進と維持修繕を計画的に行い、安心・安全な車両及び歩行者の通行を確保します。

○景観やまちなみ環境の向上*のため、街路樹の維持管理方針や特色のある街路の再構築について検討を行います。



満足度（H26 まちづくりアンケート）
道路や歩道の整備



指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
都市計画区域内町道の舗装化率	H26	95.98%	96.1%	96.4%	96.7%

※ 高規格幹線道路：「高速自動車国道」および「一般国道の自動車専用道路」で自動車が高速で走れる構造で造られた自動車専用道路
 ※ まちなみ環境の向上：住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。

基本目標 4

施策

☆() で掲載しているものは、その上段の施策の一部という意味です。

施策の区分	施策の内容
(1) 国道・道道の整備	① 高規格幹線道路、地域高規格道路※、一般国道の整備促進 【建設G】
	(高規格道路の高野への延伸要請強化) 【建設G】
	② 道道嘉多山美幌線※改良整備促進 【建設G】
	③ 道道北見端野美幌線※道路改良整備促進 【建設G】
(2) 町道の整備	④ 国道・道道維持管理の充実 【建設G】
	① 町道770号道路の道道昇格 【建設G】
	② 町道整備計画(中期的計画)※の策定 【建設G】
	③ 町道整備、維持補修、道路附帯施設※、橋梁補修の計画及び橋梁長寿命化計画※の見直し 【建設G】
	④ 緊急輸送道路計画※の策定 【建設G】

住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり

基本目標 4

施策の区分		施策の内容
(2) 町道の整備	⑤ 街路景観の見直し 【建設G】	街路の再構築の検討を行うとともに、街路樹などの景観・緑化に関する検討を進めます。
	⑥ 交差点改良の検討 【建設G】	国道・道道の交差点改良の要望や町の危険な交差点について、改良の検討を行うとともに安全かつスムーズな道路網の構築に努めます。
	⑦ 賑わい道路*など特色ある町道の整備推進 【建設G】	賑わい道路*など特色のある町道の整備の検討を図るとともに、整備の推進を図ります。
(3) 国道、道道、町道等道路網の整備、促進 【建設G】		国道、道道における事故多発箇所、危険箇所の改善等の改良整備を、所管する国及び北海道に対し要望します。 また、町道の整備は、事業の優先度を考慮し、効率的、効果的かつ計画的に推進します。

住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり

- ※ 地域高規格道路：高規格幹線道路を補完し、地域の自立的発展や地域間の連携を支える自動車専用道路
- ※ 北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会：北海道横断自動車道の北見・網走間建設促進を図り早期着手に向けた要望活動をするための市、町で構成された団体
- ※ 道道嘉多山美幌線：網走市から大空町を經由して美幌町を結ぶ道道248号。
- ※ 道道北見端野美幌線：北見市から端野を經由してから、美幌町に至る道道122号。
- ※ 道路狭隘：道幅が狭く車両通行のゆとりが少ない道路
- ※ 町道整備計画（中期的計画）：5年を単位に最新の道路の需要推計などを基礎に策定する町道整備計画
- ※ 道路附帯施設：ガードレール、ガードパイプ、カーブミラー、道路照明、白線などの安全施設、案内標識、警戒標識などの標識施設及び植樹帯施設
- ※ 橋梁長寿命化計画：地方公共団体ごとに策定する橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減に関する事項を定めた計画
- ※ 道路ストック点検：道路ストックとは、トンネル・橋梁・照明灯など道路構造物をいい、その損傷状態を把握するための点検を実施し、危険性の有無を判定し、長寿命化計画などを作成する。
- ※ 緊急輸送道路計画：緊急輸送路とも呼ばれ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路の計画
- ※ 賑わい道路：地域の特性を生かし、人が集まることで地域の活性化を目指した道路



関連する計画

計画の名称	計画期間
町道整備計画（中期的計画）	平成28年度～平成32年度（予定）
美幌町橋梁長寿命化計画 せうりゅうけい	平成26年度～平成35年度

基本目標 4

4-2 除排雪体制の充実

現状と課題

一斉除雪※は積雪が10cm以上となることが想定される場合を基準とし、市街地区を11の地区に分け、直営にて3地区、業務を依頼している7業者8地区で行っています。また、平行して、郊外地区を5地区、市街地区歩道を8ブロックに分けて、同時に除雪作業を行っています。

除雪延長は町道で市街地区が113km、郊外地区が266km、合計で379kmとなっています。

平成26年度に実施したまちづくりアンケート調査の結果において、「除雪の充実」は満足度が低く、重要度が高い結果となっています。これは、爆弾低気圧による大雪への対応や、除雪後の置き雪が一因となっています。

また、今後、人口減少・高齢化により、「たすけあいチーム※」の担い手不足や間口除雪希望者の増加が見込まれており、その対応が急務とされています。

※ 一斉除雪：積雪状況によって、町内全域を一斉に除雪を行うこと。

※ たすけあいチーム：自治会単位で組織された地域支援チームで、地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、除雪支援や会食会など、支え合い・たすけあう活動を展開



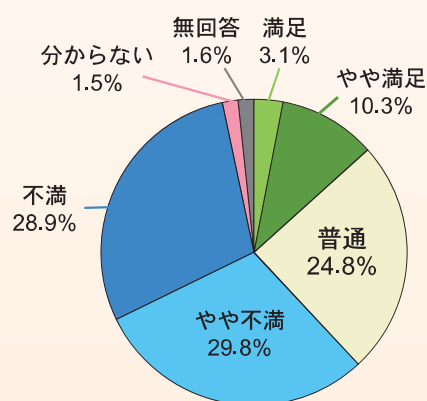
住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり

基本的な考え方と指標

○ 交通の円滑化と安全確保のため、道路情報を踏まえた除排雪体制の強化など交通環境の整備を図ります。計画的な除雪車両の充実や機能向上と砂などの滑り止め散布によって安全な冬期交通網の充実に努め、さらには地域住民の理解と協力を得ながら効率的・効果的な除排雪を行い冬期間の安心で安全な生活環境を確保します。

○ 国道、道道の除排雪体制についても、計画的かつ速やかな対応を関係機関に要望していきます。

満足度（H26 まちづくりアンケート）
道路や歩道の除排雪



指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
除雪延長距離（歩道含む）	H26	437 km	437.5 km	438 km	438.5 km

基本目標 4

施策

☆() で掲載しているものは、その上段の施策の一部という意味です。

施策の区分		施策の内容
(1) 除雪体制の充実	① 除雪計画*と除雪体制の随時見直し 【建設 G】	気象状況の変化や降雪状況を勘案し、地域住民の安全に配慮した除雪を実施します。また、降雪量が増加傾向にあり民間事業者との協力体制の強化で早期に通行を確保するよう努めています。
	② 除雪車両の充実 【建設 G】	老朽化した車両の計画的更新を進めると共に、大雪や暴風雪による降雪状況及び雪質の変化に即応可能な車両配備の検討を行います。
	③ 通学路や歩道除雪の効率化 【建設 G】	機動力向上のため歩道用小型除雪車両と手押し除雪機の両面で迅速な除雪を行い、歩行者の安全を確保します。
	④ 雪捨て場の環境整備 【建設 G】	状況に応じた雪捨て場の確保と効率的な搬送経路確保の検討を行います。また、利用方法、受入時間など住民が利用しやすい管理方法を模索します。
	⑤ 間口置き雪対策 【建設 G】	除雪困難な独居高齢者などの世帯を対象とした「間口除雪」を引き続き行い、除雪の負担軽減を図ります。
	(間口置き雪対策、農村部委託の拡大) 【建設 G】	住民参加や自治会・たすけあいチームと連携し、間口置き雪対策を推進します。 また、除雪体制の構築については、農村地区除雪組合と連携を図り、民間事業者の協力体制の検討を図り早期通行確保するための体制の強化を図ります。
	⑥ 除雪作業従事者の確保 【建設 G】	直営、委託共に近年、作業員が不足しています。作業内容の見直し、及び改善を検討し、担い手の確保に努めます。
(2) 降雪による事故防止	① 除雪の支障となる路上駐車・放置車両の住民啓発 【建設 G】	除雪の障害となる路上駐車への注意喚起と放置車両の移動など、関係機関や住民との協働により実施します。
	② 道路、歩道への雪出し対策 【建設 G】	車や人の安全な通行の確保のため、道路、歩道等への雪出しについて、パトロール等を継続して、注意喚起を行います。
(3) 雪による交通安全対策	① 除雪情報の提供と協力 【建設 G】	国道・道道通行止めにおける町道の通行止め情報の発信で運転者の安全の確保に努めます。通行止め標識や道路状況標示板などを充実させます。
	② ロードヒーティングに代わる低コスト融雪施設の検討 【建設 G】	滑り止めビリ砂利*の使用と今後開発が期待される低コストの融雪施設の検討を進めます。

住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり

基本目標 4

☆() で掲載しているものは、その上段の施策の一部という意味です。

施策の区分	施策の内容	
(4) 除雪活動	① たすけあいチームによる除雪活動の継続支援 【保健福祉 G】	住民が主体となる「たすけあいチーム」との連携を進めて行きます。
	(高齢化社会に対応した除排雪の強化) 【建設 G】	高齢化社会のニーズにあう、除排雪の検討を行うとともに、除排雪体制の強化を目指します。
	② 農村地区における住民参加による除雪体制の確立 【建設 G】	通学バス路線や集乳路線※、吹きだまり路線などを対象とした農村除雪部会の取組を支援します。
	③ 緊急対応による除雪体制の確立と連携 【建設 G】	緊急搬送時の除雪体制及び国、道、自衛隊との連携を密にして安心な住民生活の確保を図ります。
	④ 除雪の協力と啓蒙活動 【建設 G】	住民の理解と協力を頂くため、町ホームページや広報誌により、情報を随時提供していきます。
(5) 排雪活動	① 交差点の排雪の強化の検討 【建設 G】	交差点等危険箇所部分の排雪を適時行う検討を行い、見通し等交通の安全の確保に努めて参ります。

※ 除雪計画：除雪路線、出動基準、除雪体制、連絡体制、除雪安全作業のための実施要領などを定めた除雪作業に関する実施計画

※ ビリ砂利：焼き砂。路面の滑り止め用の粒径のあらい砂

※ 集乳路線：乳業メーカーのミルクローリーが酪農家から集乳するための町道の路線



関連する計画

計画の名称	計画期間
第2期美幌町地域福祉計画	平成27年度～平成31年度
美幌町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度

基本目標 4

4－3 治山・治水対策の推進

現状と課題

治水

1級河川である網走川・美幌川、普通河川について河川整備や地域住民との協同による浚渫※、床ざらい、草刈り等により継続した治水対策を進めています。

河川の氾濫については、各樋門※のポンプ設置等により冠水の危険性が少なくなってきましたが、浚渫※や草刈り等の維持管理などメンテナンス部分での課題がでており、堤防の嵩上げや拡幅・樋門の改築など冠水対策箇所の整備やさなる浚渫・維持管理を国・道に要望していくことが必要です。

また近年のゲリラ豪雨などの被害を未然に防ぐために、雨水管と樋門連携箇所などの冠水対策箇所についての改善や各樋門の維持管理体制の強化が必要です。

※ 浚渫：河川などの水深を確保するため、水底をさらって堆積した土砂などを取り除くこと。

※ 樋門：堤防を横切ってつくられた水を導く水路で、通常は住宅地側の排水や洪水の時には河川から水路への逆流を防ぐためのゲートが設置された施設

※ 治山施設：山地の荒廃を復旧や、山地の荒廃を未然に防ぐために設置される人工的な施設や構造物

※ 砂防ダム：土砂災害を防止するため渓流に設置され、土砂を貯めることを目的とする施設

治山

地滑りや土砂流出等自然災害を未然に防ぐため、治山施設※や砂防ダム※などの施設整備が必要です。今後も、危険箇所を事前に把握し、対応することが求められます。

民有地については、林地及び農地が大雨時に崩落することが多いため、土地所有者に対する啓蒙が必要です。



基本的な考え方と指標

○治水対策のための河川環境整備と洪水時の早期情報提供を国・道に要望します。河川の親水機能※を考慮した良好な河川環境の保全や自然生態系に配慮し、国・道と連携しながら河川整備・改修を進めて自然災害を未然に防ぐ強い河川づくりに努めます。また、住民、地域、行政が連携して、魚道設置による生態系の保全及び河川の一斉清掃などの啓蒙・各種ワークショップを通じた総合学習など治水・環境に対する住民意識の向上を図ります。

○自然生態系に配慮した治山対策を進め、自然災害を未然に防ぐため、危険箇所の把握・大雨時の巡回を行っていきます。



指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
河川改修延長	H26	129km	130km	131km	132km

※ 親水機能：水や川に触れることで水や川に対する親しみを深める機能

基本目標 4

施策

施策の区分	施策の内容
(1)治水対策の推進	①国・道と連携した治水対策の推進 【建設 G】 河川管理者である国・道との連携を強化して、速やかな初動体制の確立を図ります。内水被害※の実態を踏まえて排水路・作業ヤード※・釜場※などの河川整備を国・道に要望します。
	②内水排除用排水ポンプ※の維持管理 【建設 G】 町が管理する各樋門等の常時電源の増設と排水ポンプの適切な点検・補修を実施します。排水ポンプ等の老朽化対策による計画的な更新も随時行います。
	③河川情報施設整備の拡充 【建設 G】 河川監視用カメラの設置及び冠水地区の水位観測所の設置要望を国・道に行い、早期情報による迅速な体制確保に努めます。
(2)河川整備	①親水性※豊かな網走川河川整備の推進 【建設 G】 親水性※豊かで安全な河川緑地の活用の推進を図るとともに、住民のニーズにあう利活用方法について検討します。
	②駒生川河川改修事業の推進 【建設 G】 安全な流下の確保のため、改修事業の促進と生態系保全に配慮した整備要望を道に行います。
	③河川の浚渫等 【建設 G】 安全に流下させることができる河道掘削及び阻害となる樹木伐採を国・道に要望して、連携しながら河川管理を進めます。また、浚渫土の利用を図り、処分費の軽減を図ります。
	④国・道と連携した河川環境の保全の推進 【建設 G】 国・道とともに河畔林の維持や河川緑地の増進を図る緑化等、良好な河川環境の整備に努めます。また、地域・住民の参加協力により、魚道の設置、河川の一斉清掃、各種ワークショップなどを行い、河川美化やゴミ投棄防止などへの意識の啓蒙を図り、地域と一体となった河川環境保全を推進します。
	⑤国・道管理区間における河川整備計画と連携した河川整備の推進 【建設 G】 地域住民、関係機関と連携・協働し、洪水等による災害の発生の防止、機能の維持、河川環境の整備と保全などに対して、効果的な要望を行います。
(3)治山対策の推進	①自然災害等による山腹の復旧・砂防ダム等の設置 【耕地林務 G】 災害発生時には山腹の復旧及び砂防ダムを設置し、対応していきます。
	②災害未然防止のための状況調査等の継続 【耕地林務 G】 危険箇所及び砂防ダムの定期点検・維持管理を行います。
	③危険箇所等への指導・対応方法の検討 【耕地林務 G】 町内の危険箇所や林地開発による崩落危険箇所等の調査を行い、診断結果に基づき、土地所有者に対し指導を行います。

※ 内水被害：豪雨時に堤防より住宅地側に雨水がたまって氾濫することを内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害を内水被害という。

※ 作業ヤード：作業場、施工場所

※ 釜場：内水排除用に樋門付近に設置された水中ポンプの設置箇所

※ 内水排除用排水ポンプ：商業用電源及び非常用発電機を電源とする排水のための水中ポンプ

※ 親水性：水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることができる度合い。

住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり

4-4 住みやすく美しい市街地機能の向上

現状と課題

土地利用

昭和40年度から実施している地籍調査※の精度を高めるため、平成23年度から取り組んできた地籍の数値情報化事業が進み信頼性が確保されてきましたが、辺長・地籍更正※などが随時生じており、その対応が求められています。

限られた土地を守り、有効活用を図るため、適正かつ合理的な土地利用の確保に努めています。

快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを進めるには、引き続き計画的な土地利用を進めることが必要となります。

市街地整備

町の都市計画では、都市計画区域※2,500haのうち、用途地域※が756haあります。商業地域・住居地域・工業地域等区分区域により、良好な住環境やまちづくりの基盤を設定していますが、社会情勢や住民のニーズなどから、宅地造成などの市街地整備については、都市計画区域内の用途地域以外の用途の色塗りをしていない、土地の資産価値が用途地域より低い白地地域※に進められており用途地域区域外へ、にじみ出し※がみられます。

現在まで現状追認型の用途指定でしたが、集約的都市機能向上のため、更にコンパクトシティ※の推進が図られるよう白地地域の開発行為を見直すことで都市計画用途地域の見直しを予定していますが、人口減少などの問題から都市計画法上で規制がかかり、大幅な変更が困難な状況です。

また、用途地域の縮小・変更は土地の流動を阻害し、経済活動・資産価値にも影響を及ぼす側面もあり、慎重に検討していくことが必要です。

市街地再整備は、単なるハード整備（公共施設整備）だけではなく、ソフト施策※と併せて町・商工会議所・住民等で合意のうえ進めることが必要です。

都市景観

現在、都市計画区域内は建築基準法による規制と商業地域、工業地域、住居地域等の区域設定をすることで景観の形成と保全に努めています。今後は、地域の特色を生かした美観ならではの景観と調和したまちなみの形成に向けて住民と協働で景観行政団体※移行を視野に入れた取り組みを進める必要があります。

ユニバーサルデザイン※

町が管理している公営住宅のうち、町営団地で148戸（旭102戸・美富46戸）、道営住宅で30戸（新町）、借上59戸の計237戸が能力や障がいレベルにかかわらず、すべての人々が利用しやすいユニバーサルデザインとなっています。また、旭団地・新町道営団地は、高齢者・障がい者への生活支援等を目的として生活援助員を配置しています。

公共施設の建設時には、玄関スロープ・手すりなどユニバーサルデザインとして進めていますが、町の道路形態などから、公共施設等への道順がわかりにくい部分があります。案内看板など誰にでもわかりやすいデザインを取り入れるなど表示方法にもユニバーサルデザインを積極的に導入していくことが必要です。



※ 地籍調査：市町村が主体となり、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し境界の位置と面積を測量する調査

※ 辺長・地籍更正：辺長は、土地の境界の辺の長さ。地籍更正は、土地登記面積の変更及び修正のこと。

※ 都市計画区域：都市計画法により都市施設計画や土地利用の規制の対象とされる区域

※ 用途地域：住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、一般的には12種類あるが、本町は10種類で指定。

用途地域が指定されると、それぞれの用途に応じて、建てられる建物の種類が決められる。

※ 白地地域：土地利用規制や行為規制などの規制の全くない地域のこと。都市計画区域内においては、用途地域指定のない土地をさす。

※ にじみ出し：都市計画的土地利用において、市街地外の規制の無い地域に住宅等が拡散すること。

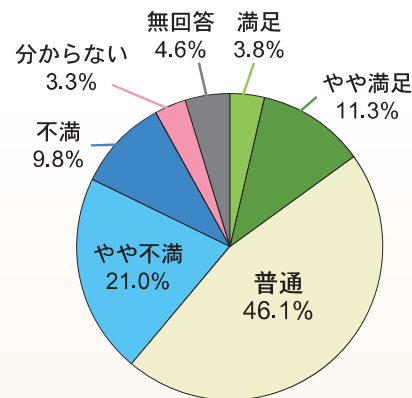
基本目標 4

- ※ コンパクトシティ：町の中心部に住宅や公共施設、商業施設などさまざまな機能を集約し、コンパクトな規模に市街地を収める都市形態。
- ※ ソフト施策：市街地再生における各種調査や社会実験、民間協働事業等のソフト事業の活用
- ※ 景観行政団体：景観法により定義される景観行政を司る行政機構。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることが出来る。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じる。
- ※ ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

基本的な考え方と指標

- これまでに実施した地籍事業の実施結果により、地籍・地番図などの成果の信頼性の確保・適正化に努め、計画的な土地利用の促進を図ります。
- 国土法※に基づき、適正かつ合理的な土地利用の確保を図り、限りある土地を次代へと引き継ぎます。
- 人口減少や少子高齢化が進む中で、快適で安心・安全な都市機能を高めるため、にぎわいを創出する都市施設の配置や集約的都市機能の向上に向けて、適時に用途地域の見直しを図りながら、計画的な土地利用の促進を図ります。
- 地域や各団体の理解と協力を頂きながら、景観形成と保全を図るため、環境美化の向上に取り組み、景観に対する意識を高めることで、郷土愛のある美観ならではのグランドデザイン※の形成を目指します。
- すべての人が安全に安心して、簡単かつ快適に利用できるように考え方に基づいて、公共施設等が誰にでもわかりやすい道路・公園などに案内看板等の表示の検討を行い、地域に暮らす人及び町外の方にもわかりやすいユニバーサルデザインの導入を推進します。

満足度（H26 まちづくりアンケート）
まち全体の景観の保全、向上



住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり

指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
ユニバーサルデザインによる案内看板設置件数	H26	0件	3件	6件	9件

※ 国土法：国土利用計画法。重要な資源である国土を、総合的かつ計画的に利用するために必要とされる規定をおく法律

※ グランドデザイン：長期にわたって遂行される市街地や農村の景観の形成

施策

施策の区分		施策の内容
(1) 計画的な土地利用の推進	① 地籍の信頼性の確保 【建設 G】	地籍数値情報化事業※等により土地台帳や地籍・地番図などの地籍管理や適正化を行い、信頼性の確保に努めます。
(2) 適正な土地利用の確保	① 利用区分に応じた計画的な土地利用の推進 【財務 G】	都市区域、農業区域、森林区域、自然保全区域の利用区分に応じた土地利用を推進します。 国土法に基づき、適正かつ合理的な土地利用の確保を図ります。

基本目標 4

施策の区分	施策の内容
(3)市街地における土地利用の推進	①都市計画区域における土地利用の見直し策定 【建設G】 健康で文化的な都市生活を確保するため、都市計画マスタープラン※を見直しして、都市基盤を活用した土地利用、交通体系、公園緑地等の基本的な方針を示し推進して行きます。 市街地の土地利用動向等を踏まえて適宜用途地域の見直しを行い、コンパクトシティの推進が図られるよう無秩序な開発行為の防止に努めます。
	②市街地における緑化及びバリアフリー※化の推進 【建設G】 都市における緑地の保全、緑化を推進しつつ、緑化推進計画との整合を図りながら公園及び緑地等の整備計画（緑の基本計画※）を策定し、バリアフリー※化（ユニバーサルデザイン）の推進や地域拠点となる緑地の整備を行います。
(4)市街地の再整備	①市街地再開発可能性の調査検討 【建設G】 人口減少や市街地の空洞化等における都市計画マスタープランなどの関連計画を勘案し、地域の特色を生かしたにぎわいの創出や市街地の整備検討を行います。
	②景観に調和したまちなみの整備 【建設G】 市街地整備と併せた検討を進め、景観行政団体も視野に入れた取組を進めます。
(5)市街地の保全	①環境保全のためのまちなみの維持 【建設G】 街路樹の落ち葉やビリ砂利の清掃、街路樹の剪定等、地域のマンパワーを生かしながら取組を推進します。
(6)誰もが利用しやすい施設・設備づくり	①ユニバーサルデザインによる環境整備の普及・促進 【建設G】 施設の更新・新設時にユニバーサルデザインの導入を行います。
	②わかりやすい案内看板等の設置 【建設G】 公共施設を連絡する路線などに、誰にでもわかりやすい案内看板等の設置などを行い、ユニバーサルデザインを推進します。

※ 地籍数値情報化事業：市町村が実施した地籍調査終了後の土地の所有者等の情報や境界点等の情報を電磁化（コンピュータ化）する事業
 ※ 都市計画マスタープラン：長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明らかにする基本計画
 ※ バリアフリー：障がい者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物および状態
 ※ 緑の基本計画：都市公園の整備方針、そして特別緑地保全地区の緑地の保全や、緑化地域における緑化の推進に関する事項など、都市計画制度に基づく施策と、公共公益施設の緑化、緑地協定、住民参加による緑化活動等都市計画制度によらない施策や取り組みを体系的に位置付けた緑のオープンスペースに関する総合的な計画

関連する計画

計画の名称	計画期間
都市計画マスタープラン	平成22年度～平成40年度
第2期美幌町地域福祉計画	平成27年度～平成31年度
第7期美幌町緑化推進計画	平成23年度～平成32年度

基本目標 4

4－5 公園、緑地の整備

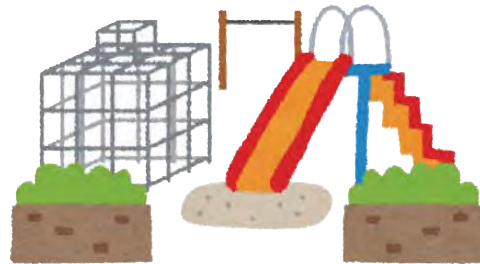
現状と課題

公園、緑地

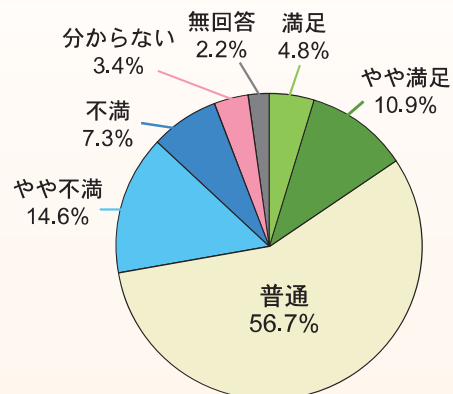
町内の都市計画決定公園※は、全部で23箇所あり、「街区公園」（小規模で身近に設置）、「近隣公園」（大きな面積で数自治会に一つ程度）、「運動公園」（柏が丘公園）、「緑地」（網走川河畔公園など）が設置されており、本町の一人当たりの公園面積は、全道平均をはるかに上回っております。

供用開始から年数が経過し、施設・遊具の老朽化に対する方策や安全対策された遊具の更新及び近年の住民ニーズにあう公園の再整備が課題となっています。

※ 都市計画決定公園：都市計画法では、国、都道府県及び市町村が都市計画の内容や影響の範囲に応じて適切な役割分担のもとに都市計画を決定した公園で、23ヶ所が都市計画決定公園



満足度（H26 まちづくりアンケート）
公園、緑地の整備



基本的な考え方と指標

○住民ニーズにあう公園・緑地等の再配置整備の検討や老朽化した公園施設等の更新・修繕など適切な維持管理に努め、住民憩いの場として、多くの人々が集い楽しめる空間づくりを進めます。

指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
都市公園面積	H26	93.45ha	94ha	94ha	94ha



住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり

基本目標 4

施策

施策の区分		施策の内容
(1)公園や緑地の整備、維持管理	①網走川河川緑地整備計画の見直し 【建設G】	国の河川整備計画※と整合を図り、見直しを進めます。
	②公園施設の計画的な更新 【建設G】	公園長寿命化計画※を策定し、老朽化施設の更新を行い、安全基準に沿った整備を行うとともに住民ニーズにあった再整備・再配置の検討を進めます。
	③地域の声を取り入れた公園引当地※の活用 【建設G】	公園引当地※について、地域の声を取り入れて、多目的な有効利用法の検討を行います。
	④公園の美化活動の推進 【建設G】	自治会・ボランティアによる住民参加型の活動を推進します。

※ 国の河川整備計画：国の河川整備基本方針に基づき、地方公共団体や地域住民の意見を反映し、概ね20～30年の間に実施する河川工事と河川の維持の両面にわたる河川の整備計画

※ 公園長寿命化計画：公園施設を長期的かつ継続的に使用するため、遊具などの更新や、安全性や機能性を確保するための維持管理を計画的に実施するための計画

※ 公園引当地：「北海道の開発行為指定基準」により、民間事業者が市街地で3,000㎡以上の宅地造成等を行なう際、面積の3％を公園用地として地方自治体に寄附しなければならないことと規定されている。

関連する計画

計画の名称	計画期間
公園施設長寿命化計画	平成27年度～平成37年度



基本目標 4

4－6 住宅環境の整備

現状と課題

町内には、町営住宅で8団地・69棟・736戸、借上公住で8団地・8棟・59戸の計16団地・77棟・795戸があり、その他に2団地・5棟・84戸の道営住宅の管理委託を受けております。

町営住宅の建築年別では、昭和50年度～昭和59年度で44棟/272戸（美英・美園・仲町・三橋）、昭和60年度～昭和62年度で9棟/168戸（三橋・南）、平成元年度～平成8年度で10棟/194戸（南・美富）、平成16年度～平成21年度で6棟/102戸（旭）となっており、特に昭和に建設された住棟につきましては、屋根・給排水衛生設備等の経年劣化により修繕が必要となっており、住棟毎あるいは戸別毎に対応しているのが現状であります。

また公営住宅については、入居者の世帯構成の変化に応じた適正な間取りの住宅への転居は難しく、調整が図られていない状況にあります。

平成24年度～平成26年度には4団地・21棟・420戸を対象に、灯油集中供給設備*設置工事を実施し、あわせて平成26年度からは、既存団地の駐車スペースの不陸*・排水・駐車区画の拡幅整備等を実施し、入居者の利便性の向上を目的として実施しております。

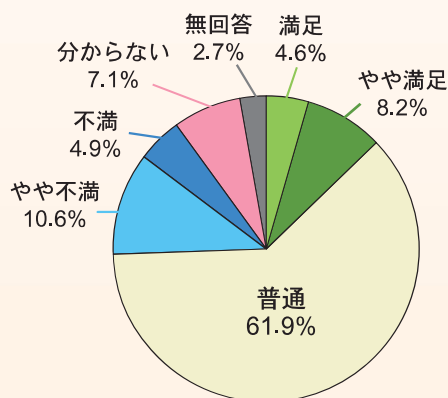
※ 灯油集中供給設備：灯油を各住戸に自動供給する設備

※ 不陸：水たまりになるへこみや盛り上がりなど



住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり

満足度（H26 まちづくりアンケート）
住宅、宅地の整備



基本的な考え方と指標

○公営住宅は、住宅セーフティネットとして重要な役割を担っていることから、良好な住宅ストック*の確保と有効活用を図ることとし、あわせて長寿命化*を図りライフサイクルコスト*の縮減に努めます。

○全国的にも増加傾向にある空き家の所有者に対する指導・助言の実施に努めます。

指標名		現在値	前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
公営住宅の長寿命化率	H27	18.8% 420戸（480戸）	23.6%	32.2%	38.4%

※ 住宅ストック：現在も存在している既存の住宅

※ 長寿命化：適切に維持管理を行い、建物を長持ちさせること。

※ ライフサイクルコスト：製品や構造物を製造して廃棄するまでにかかるすべての費用

基本目標 4

施策

施策の区分	施策の内容
(1) 公営住宅の整備	① 長寿命化とライフサイクルコストの縮減 【建築G】 良好な住宅ストックの確保と有効活用、適切な維持管理と耐久性の向上を図ります。
(2) 民間住宅・宅地整備の推進	① 住宅の将来需要の予測 【建築G】 平成28年度の住生活基本計画※策定に際し、アンケート調査等を実施し、将来の住宅需要を見込みます。
	② 住宅リフォーム制度の充実支援 【建築G】 住宅リフォーム促進事業は、利用者、事業者などからも継続要望が寄せられていることから、今後の需要予測も含めてアンケート調査等を実施し、あわせて制度内容の充実を図ります。
(3) 空き家対策	① 空き家の実態把握 【建築G】 関係団体及び関係部局と連携を図り、適切に管理されていない老朽家屋等の把握を行います。
	② 空き家所有者への指導・助言 【建築G】 国が示すガイドライン（指針）を基に、保安上、衛生上、生活環境上など適切な管理がなされていない空き家所有者への指導・助言を実施します。
	③ 空き家及び廃屋解消に向けた対応 【まちづくりG】 放置された危険な家屋等の取り壊しや、空き家の利活用に対する助成制度導入の検討を行います。

※ 住生活基本計画：美幌町の地域特性に配慮した住宅施策の展開を示す計画

関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町住生活基本計画（予定）	平成29年度～平成38年度
美幌町公営住宅長寿命化計画（予定）	平成29年度～平成38年度
美幌町耐震化改修促進計画（予定）	平成29年度～平成38年度



4-7 上下水道の整備

現状と課題

上水道

美幌町の水源は東藻琴山の麓に位置し、日並牧場内を経由して水源の管理をしているところですが、無人であることから危機管理対策として部外者の侵入を監視するシステムが必要です。

水道事業は水道料金による独立採算方式で運営されており、給水人口の減少に伴い給水収益が少なくなる中、水道施設の老朽化に伴う更新事業需要が増大しております。

また、重要なライフライン※として地震等災害時において必要最低限の水の供給が可能となるよう施設の耐震化や重要給水施設※への給水を確保する必要があります。

※ ライフライン：日常生活を送る上で必須の諸設備を指す。電気・ガス・水道・通信・交通など。

※ 重要給水施設：災害時に優先して給水が必要となる、災害拠点病院、病床を持つ医療機関、規模の大きな避難所

※ 公共用水域：水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことをいう。下水を処理する終末処理場を有する下水道は、公共用水域に含まれない。

※ 下水道ストック：下水道の終末処理場施設及び下水道管路

※ 個別排水処理事業：農村地域等の公共下水道区域外において、水洗化を実施するため合併浄化槽を設置する事業

下水道

下水道事業は、町の発展に伴う生活水準の向上等による公共用水域※の汚濁の解決策として、昭和48年6月に事業に着手し、昭和56年10月には下水終末処理場の一部が運転を開始しました。

平成26年度末には、予定処理区域827.1haに対し、整備区域は689.5ha、人口普及率で91.0%となり、事業は順調に進捗しています。

このため、下水道ストック※も増大しており、全国的な傾向と同様に、維持管理・改築への投資の増大、人口減少による使用料収入の減少も相まって、下水道経営に大きな影響を与えることが懸念されます。

個別排水処理事業※は、平成9年度より下水道計画区域外を対象として、水洗化のため計画的に導入が進められています。



住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり

基本的な考え方と指標

○水質検査計画に基づく定期検査で合格した安全な水を供給するとともに、事務・事業の効率化により経費縮減に努め、給水収益の安定確保により経営基盤強化を図っていきます。

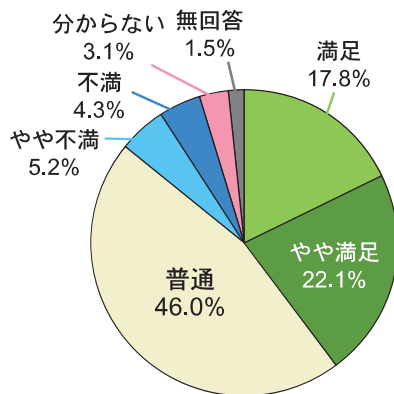
○将来的に安定給水を確保するため老朽施設の耐震化や水道管路の更新を、財政状況を考慮しながら計画的に進めていきます。

○下水道経営は、下水道の管理に要する費用を下水道使用料と一般会計からの繰入金で賄うこととされており、持続的に安定した下水道サービスを提供していくために、経営の現状把握を行うとともに、将来の見通しを明らかにし、経営基盤の強化へ取り組んでいきます。

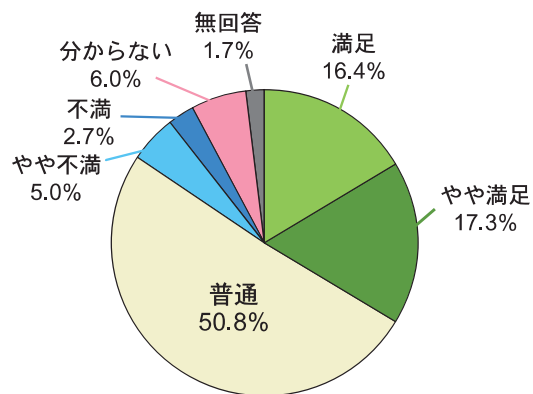
○家庭や事業所の汚水を適切に排除して快適な生活環境を確保するとともに、河川等の水質保全に努めていきます。下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽※の設置促進により生活環境の改善と公衆衛生の向上を図り、生活排水による水質汚濁を防止します。さらに水洗化の促進や施設管理・運営の効率化を図り、健全な下水道経営を進め安定した処理体制の充実と生活排水やし尿の適切な処理に努め、効率的な維持管理を進めていきます。また、浸水被害※を防止し、快適で安全な環境づくりを図るため、雨水排水施設の整備を進めていきます。

基本目標 4

満足度（H26 まちづくりアンケート）
水道の整備、水質



満足度（H26 まちづくりアンケート）
下水道の整備



指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
水道有収率※	H26 末	92.2%	93%	93%	93%
生活排水施設の普及率 （下水道、個別排水処理施設）	H26	97.2%	97.4%	97.5%	97.6%

※ 合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽

※ 浸水被害：大雨により、住宅等の建物が水につかったり、水が入り込むこと。

※ 水道有収率：配水量に占める料金徴収の対象となった水量の割合

施策

施策の区分		施策の内容
(1) 水資源の確保	① 安定的な水道の供給 【水道G】	安定した取水※を確保できるよう週1回の流量測定を行います。
	② 水源の管理対策 【水道G】	水源池の危機管理対策として部外者の侵入を監視するシステムの導入を検討します。
	③ 水源涵養林※の維持管理 【水道G】	水源涵養林※の機能確保のための適正な維持管理を行います。
(2) 水道の整備	① 水道施設の計画的な更新 【水道G】	耐震化計画に基づいた施設耐震化と老朽施設の計画的更新を進めます。
	② 水道管路の計画的な整備 【水道G】	導水管、送水管、配水管※など基幹管路の耐震化と老朽配水管の計画的更新を進めます。
	③ 水道利用の普及啓蒙 【水道G】	町民に対して水道週間やイベント、広報、HPを利用して安全安心を訴え水道利用の促進を図ります。

基本目標 4

施策の区分		施策の内容
(2) 水道の整備	④水道未普及地域対策 【水道 G】	地域からの相談・要望や実情及び公営企業としての経営状況など総合的な判断に基づき水道未普及地域対策を進めます。
(3) 水道事業の推進	①効率化等による経営改善 【水道 G】	料金収納、開閉栓など業務委託の検討と、量水器 ^{しゅうのうきょう} 収納 ^{しゅうのうきょう} 設置 ^{しゅうのうきょう} ※の推進による事務事業の効率化とコスト縮減を図ります。
(4) 下水道事業の継続性の確保	①全体計画、事業計画の変更 【建設 G】	地域の実績値を用いた推計など、地域特性を踏まえた評価を実施し、長期的な視点に立った計画的な更新計画の構築が必要であり、施設の長寿命化や雨水処理対策の推進のため、計画の見直しと事業期間の延伸を行い事業の継続を図ります。
	②下水終末処理場の運転管理 【建設 G】	下水道の機能を適正に維持するために、持続的で安定した水質処理を継続した運転管理を推進し、適正な処理による公共水域の水質保全を図ります。
	③下水道施設の老朽化等に伴う改築・更新事業 【建設 G】	長寿命化計画に沿って更新を行い処理施設及び管路の更新を進め下水処理の質的向上と維持管理コストの軽減を図ります。
	④異常気象に対応する処理の推進 【建設 G】	排水処理能力の検証を行い、雨水排水処理対策の推進を図ります。
(5) 下水道事業の推進	①下水道経営の健全化 【建設 G】	維持管理を適正に行い、安心して利用するため、長期的な収支バランスを見通した下水道経営計画の検討、中期経営計画の策定、人口減少等による地域の実情を踏まえた事業計画の立案、使用料金の適正化、維持管理費の効率化と質的向上、公営企業、経営基盤強化へ取り組み、限られた財源をより有効に活用する仕組みの中で、長期的・効率的に安定した事業経営を努めます。
(6) 合併処理浄化槽の設置促進と維持管理	①個別排水処理施設整備計画に基づく計画的な整備 【建設 G】	未整備状況、要望等を踏まえて整備計画を随時見直し、下水道区域外居住者に対する水洗化を促進します。
	②個別排水処理施設の適切な維持管理と経営健全化 【建設 G】	普及戸数の増加により維持管理費が増加していることから負担の適正化を検討して行きます。また、人口減少による空き屋や離農での使用停止に係る取扱いに関する基準を策定します。
(7) 汚泥処理の推進	①下水汚泥の資源有効利用の研究の継続 【建設 G】	下水終末処理場から発生する汚泥の減量化に努めるとともに、有効利用の研究を継続します。
	②し尿・合併浄化槽汚泥の受入の継続 【建設 G】	し尿・浄化槽汚泥 ^{しゅうのうきょう} ※の受入を継続し、下水汚泥と混合し、汚泥消化の際に発生する消化ガスをボイラー用燃料として有効利用し、電力利用の効率化を図り、CO ₂ 等の温室効果ガス排出の抑制に努めます。

住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり

基本目標 4

- ※取水：河川などから水を取り入れること。
- ※水源涵養林：雨水を吸収して水源を保ち、河川の流量を調節するための森林
- ※導水管、送水管、配水管：導水管とは、水源から浄水場まで水を送る管。送水管とは、浄水場から配水池まで水を送る管。配水管とは配水池から市街地まで水を送る管
- ※量水器収納筐設置：水道使用量を測定するメーター器を収める円形の筒で、土を掘り返すこと無くメーター器の交換が可能となる。
- ※し尿・浄化槽汚泥：し尿は、便所から汲み取った大小便。浄化槽汚泥は、浄化槽の沈殿分離槽や微生物で分解する槽のゴミや堆積汚泥や合併浄化槽の余剰汚泥をさす。

関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町水道ビジョン※	平成21年度～平成30年度
個別排水処理施設整備事業 2 期	平成24年度～平成28年度
美幌町下水道施設長寿命化計画	平成25年度～平成29年度
美幌町下水道基本計画	昭和48年度～平成32年度

※ 美幌町水道ビジョン：美幌町水道事業の10年後の将来像を目標設定とし、平成21年2月に策定した水道事業基本計画

